

三条民商

三条民主商工会
 三条市興野2-16-29
 TEL 32-2710
 FAX 32-2718

2016年4月8日
 2221号

立憲主義と憲法9条をまもる

新潟県民の集い 4月10日(日)

新潟県民会館大ホール

10日(日)に「第6回立憲主義と憲法9条を守る新潟県民の集い」が新潟県民会館大ホールで行われました。

弁護士で伊藤塾塾長の伊藤真さんが「今こそ「憲法之力」をつけよう！くわが国を戦争する国にしないために」というテーマで講演しました。「憲法とは国家権力を制限して国民の権利・自由をまもるもので他の国々は人権保障が目的で日本ではさらに戦争放棄も目的としている所に特長がある」



「第二次大戦時、ドイツのニーメラー牧師の言葉で『ナチスは共産主義者に襲いかかったが私は共産主義者ではなかったから声をあげなかった。次ぎに社会主義者と労働組合員に襲いかかったが私はそのどちらでもなかったから声をあげなかった。つぎにユダヤ人に襲いかかったが私はユダヤ人ではなかったから声をあげなかった。そして、やつらが私に襲いかかったとき、私のために声をあげてくれる人はもうだれもいなかった。』今私たちに必要なことは国は与えられるものではなく、私たちがつくりあげるもの、憲法を知り、自立した市民としてそれぞれが主体的に行動すること、おかしなことにはおかしいと声をあげることが必要だ。うまくいかなくても慌てず、焦らず、諦めず一歩一歩が大切です。」と締め括りました。

集会后、参加者で新潟市内をパレードして終了しました。

戦争法廃止2000万人署名

ご協力下さい！

平和でこそ商売繁盛の言葉通り安心して商売を続けるために戦争法の廃止が必要です。民商では署名に取り組み、行動しています。会員のみなさんご協力お願いします。



雇用保険料率に変更になっています！

平成28年4月1日から雇用保険料率が以下の表のとおり引き下がりました。従業員の給料から天引きする額も一般の事業で4/1000、建設の事業で5/1000となっています。注意しましょう。

平成28年4月1日からの雇用保険料率

	労働者負担①	事業主負担②	雇用保険料率①+②
一般の事業	4/1000	7/1000	11/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	14/1000

婦人部記帳会

- 4月19日(火) 13時30分より 民商事務所
- 4月19日(火) 19時30分より 民商事務所
- 4月26日(火) 13時30分より 石上 吉田さん宅
- 支部記帳会 加茂支部
- 4月27日(水) 19時半 加茂支部事務所
- 井栗・保内支部
- 4月14日(木) 19時半 鳥羽さん宅



●労災保険加入するにはどうすればいいの？

民商で加入手続きができます！

●1つのメリット 民商の事務組合加入で！

- 事業主及び家族従業員も加入できる！
本会は個人事業主や家族従業員は労災へは加入出来ませんが事務組合に委託することにより労災に加入することが出来ます。
- 労働保険料を分割納付できる
通常は保険料の納付は年一回まとめて行いますが事務組合に委託することにより年三回に分けて納付することが出来ます。
- 事業主の事務処理を軽減できる
労働保険料の納付やその他雇用保険などの事務手続きなどを委託することにより軽減出来ます。

建設業許可11条変更届を忘れずに！

年度終了後4ヶ月以内変更届の提出が義務づけられています。提出しないと5年ごとの更新が出来ません。忘れないで提出しましょう。

4月の法律相談

4月20日(水) 午後1時15分

民商事務所二階 工藤和雄弁護士
 お問い合わせは民商事務所まで